ジェンダー・エッセイ

「心の性」に沿った通称名を認める
―北九州市立大学の取り組み

かわしま　しずよ
河嶋 静代
北九州市立大学文学部人間関係学科教授

2015年度から、北九州市立大学（以下「北九大」）では、「性別違和」（米国精神医学会刊行の診断マニュアルDSM-5では性同一性障害の疾患名を性別違和に変更）の学生に対して通称名使用を認める制度を始めた。

私はこれまで、幾人かの性別違和の北九大生と関わる中で、次のようなことを感じていた。

学生たちは「心の性」で学生生活を過ごしたいと思いながらも、大学の設備や制度面での障壁に加え、偏見や差別などさまざまな社会的不利を被り、ストレスのある生活を強いられている。例えば、健康診断、トイレ、体育の男女分けや、授業での「くん」「さん」という呼び方など、一般社会と同様に大学でも男女の性別分けが日常的に使われている。

そのため、その枠にあてはまらない性的マイノリティの学生たちは、社会が認める戸籍上のセクシュアリティやジェンダーとの間で自分らしさを奪われてきた。

北九大で通称名が認められる契機となった性別違和の学生が学生相談室に相談に行った時期は、タイムリーにも、日本が「障害者権利条約」を批准（2014年）、2016年度からの「障害者差別解消法」の施行に先立ち、北九大において「障害学生支援のあり方について」のガイドラインを作成していた時期である。そうした背景もあり、北九大では、学生の申し出に対して組織的に審議・検討を行い、通称名使用を認めることになったのだと思う。

通称名制度を使用した学生は、その直後に、家庭裁判所で名前の変更を行った。そして卒業前に性別適合手術を受けて、卒業式に「心の性」の服装で出席した。更に卒業後は「性同一性障害特例法」による戸籍の性別変更を家庭裁判所に申し立て、それが認められた。

北九大の通称名使用について、その元学生に尋ねると、「大学での通称名の使用は、自分の人生をより良いものに変えていこうとする第一歩にはなるのではないか」と、その意義を認める。一方、通称名使用は学内の利用だけに限定されていることや、申請に必要な条件が厳しすぎることなど、経験者しか分からない問題点を指摘する。今後は当事者の声を反映させ、より有意義な制度に変えていくことが必要だと思う。

北九大の「心の性」に沿った通称名使用の取り組みは、大学として先駆的である。大学は人権の歴史を切り開く先達として、地域社会の手本になるべき存在である。性的マイノリティの生きやすい社会はマジョリティにとっても生きやすい社会である。大学の一層のバリアフリー化に期待したい。

絵本コーナー

テーマ **「子どものトラウマ治療―性的虐待」**

むとう　きりこ
武藤 桐子（NPO法人福岡ジェンダー研究所研究員）

2014年度の児童相談所における性的虐待相談対応件数は1,520件（厚生労働省『平成26年度 福祉行政報告例の概況』）。これは全虐待相談対応件数88,931件のうち、わずか1.7%に過ぎない。

また、児童虐待についての社会の認識が高まるにつれ相談対応件数が年々増加するなかで、性的虐待の伸びだけが鈍く、性的虐待が児童虐待の中でもとりわけ潜在化しやすいことがうかがえる。

『ねぇ、話してみて！』は、おじから性的虐待を受けた少女ジェシーが描いた絵本である。加害者から脅され誰にも話せずにいたジェシーだが、ある日両親にすべてを話す。そして、両親やセラピストに支えられて被害を乗り越えようと奮闘しながら、ジェシーは同じような被害を受けている子どもに「がまんしないで誰かに話して。きっと助けてくれる」と語りかける。

本書は、子どもたちの告白を私たち大人がどう受け止め、対処するべきかについても考えさせる。両親が「話を聞いて」「気持ちも、ちゃんとわかってくれた」から、ジェシーは「わたしはだいじょうぶ」と思うことができ、適切な支援にもつながった。同時に、本の末尾では子どもが被害を打ち明けても信じてもらえない場合があることについても触れ、それでもあきらめずに助けてくれる人が見つかるまで話し続けていい、とも伝えている。

『ねぇ、話してみて！』
ジェシー 作・絵
飛鳥井 望・亀岡 智美 監訳
一杉 由美 訳

ジェシーの言葉は、性的虐待を受けた子どもたちに安心と勇気を与えるだろう。そのためには、被害を言い出せずにいる子どもの手に、数多ある児童書の中から本書をどう届けるかについても考える必要があるだろう。

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4
Tel: 093-583-3939　ホームページ: http://www.kitakyu-move.jp
Fax: 093-583-5107　E-Mail: move@move-kitakyu.jp

Cutting-Edge 第57号
発　行　北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
発行日　2016年6月10日
指定管理者は（公財）アジア女性交流・研究フォーラム

ムーブの Facebook ページでも色々な情報を発信しています。アクセスはムーブHPから。

Cutting-Edge
［カティング・エッジ］

ジェンダー問題解決のカギを提示する最前線書誌情報誌

2016.6 第57号
ムーブ発

MOVE この人にきく

男女「同数」か「均等」か
―クオータ議連に与野党合意を求める

かわはし　ゆきこ
川橋 幸子
クオータ制を推進する会役員、元参議院議員

国会の閉会直前の先月30日、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」（以下、推進法）が民進、共産、社民、生活の党と山本太郎となかまたちの野党4党共同で「公職選挙法の一部を改正する法律案」（以下、公選法改正案）が民進党単独で、衆議院に提案された。

推進法は「候補者の数ができる限り男女同数となることをめざす」という基本理念を定め、公選法改正は小選挙区との重複比例候補者を男女別にグループ分けして、繰り返し記載すること等により、女性議員増を可能にするもの。

2法案についてはこれまで、超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」（以下、議連）（会長：中川正春衆議院議員、幹事長：野田聖子衆議院議員）が法案骨子を作り、各党に合意を求めていたが、結果は、自民、公明、おおさか維新の各党が合意に至らず、与野党が分かれる事態になった。

当「クオータ制を推進する会」（略称、Qの会）（代表：赤松良子）は、議連にとって女性市民を代表する関係者であり、議連の産みの母とも自負しているが、次に、少し長期的な推移をご紹介させていただこう。

赤松代表は30年前、雇用機会均等法成立の行政の責任者。その後、女性議員を増やすWIN WIN（2000年設立）の活動に取り組むとともに、世界に一般的なクオータ制の導入を、全国組織の女性団体に呼びかけQの会を発足させた（2012年）。勉強会、院内集会などを続けたところ、2013年国際女性デー集会で出席議員の方々から、超党派の議連を作り、議員立法しようとの声があがった。実際の議連の発足は2年後の2015年2月、法案骨子をまとめたのが8月で、今通常国会への提案、成立を目指していた。

Qの会は、閉会直後6月2日に急遽、緊急集会を開き、秋の臨時国会以降も引き続き議連のなかで合意形成に努めてほしいと要望した。

何が難しかったのか―女性議員を増やす必要性については、今や誰も反対しない。しかし総論賛成でも各論となると、政党には現職優先の慣行があり、男性議員から反発が出る。このため議連は、理念を定める推進法から先に通そうと大筋合意していた。しかし推進法について、自民党内から「同数」を「均衡」へ修正を求める意見が出、一方、民進党は原案どおり「同数」でなければだめと言い、公明党が「均等」の折衷案を出したが、折しも終盤国会の政局もあって、このような結果になったと思われる。

集会で、糠塚康江東北大学教授は「日本の国会が、初めて法制化に取り組むことが画期的」と評価し、「同数」か「均等」かについては、「国会審議を通じて意味が明らかになることが重要」と述べられた。また山口二郎法政大学教授は「参政権70年を機に、法制化獲得の意義は大きい」、「参議院議員選挙を通じて訴えていくこと」と示唆された。両先生のご発言やご示唆から、合意は十分可能だと見る。